東証指数算出要領

(TOPIX ニューインデックスシリーズ・東証規模別株価指数編)

2024年3月4日版

株式会社JPX総研

2023年12月22日発行

目次

変更	履歴	3
はじ	めに	4
	株価指数概要	
Π.	指数の算出	5
1.	算出式	5
2.	指数種別	5
3.	算出対象の追加・除外	5
ш.	その他	9
1.	公表、基礎情報の提供	9
2.	利用許諾	10
3.	問い合わせ先	10

変更履歴

公表日	変更内容
2013/8/13	・新株予約権の無償割当てによる増資(いわゆるライツ・オファリング)に関する指数
	用株式数の取扱いを追加しました。
2014/3/25	・問い合わせ先等を修正しました。
2014/6/2	・算出対象の追加及び除外(株式移転等)に係る記載を修正しました。
2015/11/11	・政府保有株式数の取り扱い対象に日本郵政を追加しました。
2018/7/23	・割り当てられる新株予約権証券が上場しない「新株予約権の無償割当増資」及び「株
	式無償割当」の取扱いを明確化しました。
2018/8/17	・「TOPIX Small500」を追加しました。(2018年 10月 9日 第出開始)
2019/8/30	・算出対象の追加及び除外に係る記載を明確化しました。
2020/3/31	・株式等の決済期間短縮化(T+2)に伴う基準時価総額の修正日等の変更
2020/6/30	・配当落微調整日の早期化に伴う所要の変更
2020/12/25	・市場変更等に係る取扱いを明確化しました。
2022/4/4	・市場区分の再編に伴う修正
	・JPX総研への業務移管に伴う修正(2022年4月1日から遡及して適用)
2023/2/13	・指数の算出式等に係る規定は「指数計算に係る算出要領」に従うよう構成を変更
2023/12/22	・「TOPIX Micro Cap」を追加しました。(2024年3月4日 算出開始)

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社JPX総研(以下「JPX総研」という。)が算出・配信を行う、TOPIX ニューインデックスシリーズ及び東証規模別株価指数(以下「TOPIX ニューインデックスシリーズ等」という。)に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難とJPX総研が判断した場合は、JPX総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・本資料はJPX総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、JPX総研に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、JPX総研は、TOPIXニューインデックスシリーズ等の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXニューインデックスシリーズ等若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

・ TOPIX ニューインデックスシリーズは、TOPIX の算出対象を、各銘柄の流動性と時価 総額(浮動株比率の算定方法に定める調整係数、TOPIX のキャップ調整係数及び移行 係数適用後の浮動株比率を反映したもの。以下同じ。)に応じて、TOPIX Core30、TOPIX Large70、TOPIX 100、TOPIX Mid400、TOPIX 500、TOPIX Small、TOPIX 1000、 TOPIX Small500 及び TOPIX Micro Cap の算出対象として選定した株価指数である。 東証規模別株価指数との関係は下表のとおり。算出対象については、TOPIX 100 と大 型指数、TOPIX Mid400 と中型株指数、TOPIX Small と小型株指数と一致する。

T					
東証規模別株価指数	TOPIX ニューインデックスシリーズ				
大型	Core30	TOPIX	TOPIX	TOPIX	
<u>大</u> 生	Large70	100	500	1000	
中型	Mid400				
			TOPIX		
小型	Small		Small500		
			TOPIX M	Iicro Cap	

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等は、市場の実態をより的確に反映する観点から、 算出対象の定期入替を毎年1回(10月)行っている。
- ・ TOPIX Core30、TOPIX Large70、TOPIX 100 (大型)、TOPIX Mid400 (中型)、TOPIX 500、TOPIX 1000 及び TOPIX Small500 の算出対象の数は、原則としてそれぞれ 30

銘柄、70 銘柄、100 銘柄、400 銘柄、500 銘柄、1,000 銘柄及び 500 銘柄(以下「原則数」という。) である。

- ・ ただし、原則数は、10月の定期入替時において適用する銘柄の数であり、その後の追加 及び除外によって、各株価指数の算出対象の数は、一時的に原則数を上回ることもあれ ば下回ることもある。
- ・ 各株価指数の基準日及び基準値については、以下のとおり。

指数		基準日	基準値
TOPIX = ¬ -	TOPIX Core30	1998年(平成 10年)4月1日	1,000
インデックス	TOPIX Large70		
シリーズ	TOPIX 100		
	TOPIX Mid400		
	TOPIX 500		
	TOPIX Small		
	TOPIX 1000	2003年(平成 15年)9月12日	1,000
	TOPIX Small500	2018年(平成 30年)8月31日	1,000
	TOPIX Micro Cap	2023年(令和5年)8月18日	10,000
東証規模別株価指数		1968年(昭和43年)1月4日	100

Ⅱ. 指数の算出

1. 算出式

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等は時価総額加重方式により算出される株価指数 である。
- 指数の算出式や基準時価総額の修正等については、「指数計算に係る算出要領」に従う。
- ・ 指数計算に際しては、「浮動株比率の算定方法」に定める調整係数、TOPIXの計算に適 用されるキャップ調整係数及び移行係数を適用する。

2. 指数種別

- ・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等について、配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 算出対象の追加・除外

(1). 定期入替(10月)

a. 概要

・ 定期入替は、定期入替に係る基準日(以下「定期入替基準日」という。)において、TOPIX の算出対象を、b.~j.に基づき、各銘柄の流動性と時価総額に応じて、TOPIX ニューイ

ンデックスシリーズの算出対象として見直し(追加・除外)を行うものである。

・ 定期入替基準日は、毎年8月最終営業日とする。追加・除外リストを10月第5営業日 に公表し、定期入替後の株価指数の算出を10月最終営業日から行う。

b. TOPIX Core30 の選定

- ① 直近3年間の売買代金(株式会社東京証券取引所の立会取引における売買代金とする。以下同じ。)合計額の順位が、TOPIX の算出対象の中で90位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に15銘柄選定する。
- ② それ以外の15銘柄については、
 - (a) 定期入替基準日の TOPIX Core30 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近3年間の売買代金合計額の順位が90位以内で、かつ、時価総額順位が40位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に15銘柄になるまで選定する。
 - (b) 前(a)によっても、銘柄数が 15 に不足する場合には、不足分について、TOPIX の算出対象の中で直近3年間の売買代金合計額の順位が90位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に15 銘柄になるまで選定する。

c. TOPIX 100 の選定

- ① 30 銘柄については、前 b.によって選定された TOPIX Core30 の算出対象を、TOPIX 100 の算出対象として選定
- ② それ以外の70銘柄については、
 - (a) 定期入替基準日の TOPIX 100 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 200 位以内で、かつ、時価総額順位が 130 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 70 銘柄になるまで選定する。
 - (b) 前(a)によっても、銘柄数が 70 に不足する場合には、不足分について、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 200 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 70 銘柄になるまで選定する。

d. TOPIX 500 の選定

- ① 100 銘柄については、前 c.によって選定された TOPIX 100 の算出対象を、TOPIX 500 の算出対象として選定
- ② それ以外の400銘柄については、
 - (a) 定期入替基準日の TOPIX 500 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,000 位以内で、かつ、時価総額順位が 600

位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に400銘柄になるまで選定する。

(b) 前(a)によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、不足分について、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,000 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 400 銘柄になるまで選定する。

e. TOPIX 1000 の選定

- ① 500 銘柄については、前 d.によって選定された TOPIX 500 の算出対象を、TOPIX 1000 の算出対象として選定
- ② それ以外の500銘柄については、
 - (a) 定期入替基準日の TOPIX 1000 の算出対象のうち、TOPIX の算出対象の中で直近3年間の売買代金合計額の順位が1,200位以内で、かつ、時価総額順位が1,200位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に500銘柄になるまで選定する。
 - (b) 前(a)によっても、銘柄数が 500 に不足する場合には、不足分について、TOPIX の算出対象の中で直近 3 年間の売買代金合計額の順位が 1,200 位以内の銘柄の中から、時価総額が大きい順に 500 銘柄になるまで選定する。

f. TOPIX Small の選定

TOPIX の算出対象のうち、前 d.によって選定された TOPIX 500 の算出対象を除く銘
柄

g. TOPIX Large70 の選定

・前 c.によって選定された TOPIX 100 の算出対象のうち、前 b.によって選定された TOPIX Core30 の算出対象を除く銘柄

h. TOPIX Mid400 の選定

・ 前 d.によって選定された TOPIX 500 の算出対象のうち、前 c.によって選定された TOPIX 100 の算出対象を除く銘柄

i. TOPIX Small500 の選定

・ 前 e.によって選定された TOPIX 1000 の算出対象のうち、前 d.によって選定された TOPIX 500 の算出対象を除く銘柄

j. TOPIX Micro Cap の選定

TOPIX の算出対象のうち、前 e.によって選定された TOPIX 1000 の算出対象を除く
銘柄

(2). 定期追加(每月)

a. 概要

- ・ 定期追加は、TOPIX の算出対象に追加される銘柄を、「b. 定期追加基準」に基づき、 各銘柄の流動性と時価総額に応じて、TOPIX ニューインデックスシリーズ等への追加 を行うものである。(追加のみで、他の算出対象の除外は行わない。)
- ・ 定期追加に係る基準日は、毎月最終営業日(新規上場日の属する月の最終営業日)とし、 追加リストを毎月第5営業日(新規上場日の翌月第5営業日)に公表、定期追加後の 株価指数の算出を毎月最終営業日(新規上場日の翌月最終営業日。TOPIXへの追加と 同一日)から行う。

b. 定期追加基準

・原則として TOPIX Small に組み入れる。ただし、特に時価総額及び売買代金が大きい 銘柄(指数組入日の前月最終営業日時点において、以下の条件を満たす銘柄) について は、TOPIX Core30、TOPIX Large70、TOPIX Mid400 に組み入れる。

なお、TOPIX Mid400以上の要件を満たさない限り、TOPIX 1000へは組み入れない。

	時価総額順位	売買代金順位
TOPIX Core30	20 位以内	90 位以内
TOPIX Large70	70 位以内	200 位以内
TOPIX Mid400	400 位以内	1,000 位以内

(3). 非定期の除外

・ 算出対象が TOPIX の算出対象から除外された場合、当該銘柄を TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出対象から除外する。

(4). 非定期の追加

・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく上場し、TOPIX に追加される場合には、当該上場廃止会社が所属していた TOPIX ニューインデックスシリーズ等の中で、より流動性と時価総額の大きな銘柄を算出対象とする株価指数に当該新設会社等を追加する。

(例) TOPIX Core 30 の算出対象である銘柄 A と、TOPIX Large 70 の算出対象である銘柄 B が株式移転のため上場廃止となり、新設会社 銘柄 C が速やかに新規上場し TOPIX に追加される場合には、銘柄 C を TOPIX Core 30 の算出対象に追加する。

・ 前(3)による非定期の除外によって、TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出対象 数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。 (定期入替の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。)

(5) 算出対象の追加及び除外日

		修正を要する事項	修正日	
	TOI	PIX ニューインデックスシリーズ等の算出対象が株式移	新規上場日(注3)	
	転等	(注1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新		
	設会	社等が TOPIX ニューインデックスシリーズ等に追加さ		
追	れる	場合 (注 2)		
加	TOPIX ニューインデックスシリーズ等の各指数の算出対象		上場廃止日	
	が、	同指数の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社		
	とす	る株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続		
	会社又は完全親会社が同指数に追加される場合(注2)			
	TOPIX〜の追加		TOPIX への追加日	
	定期入替(10月)		10月末(最終営業日)	
		TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出対象が株	当該新設会社等の新規上場日	
	上	式移転等(注1)のため上場廃止となり、当該株式移転	(通例、上場廃止日の2営業日	
	場	等に伴う新設会社等が TOPIX ニューインデックスシリ	後)	
除	廃	ーズ等に追加される場合		
外	止	上記以外(合併、株式交換などにより非存続会社となる	上場廃止日	
		場合等)		
	TOI	PIX からの除外	TOPIX からの除外日	
	定期入替(10月)		10月末(最終営業日)	

注1:株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注 2: 当該上場廃止会社が所属していた TOPIX ニューインデックスシリーズ等の中で、より流動性、時 価総額の大きな銘柄を算出対象とする株価指数に当該新設会社、存続会社又は完全親会社等を追加 する。

注3:新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

Ⅲ. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数值

・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等(TOPIX Micro Cap 除く)の配当なし株価指

数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイムで全国の証券会社及び報道機関等へ配信する。配当なし株価指数の配信間隔は、TOPIX Core30、TOPIX 500、TOPIX 1000 については1秒間隔で、その他の指数については15秒間隔で配信する。

・ また、TOPIX Micro Cap の配当なし株価指数及び TOPIX ニューインデックスシリー ズ等の配当込み株価指数については終値のみを配信する。

(2) 指数基礎情報

・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等に係る日々の指数基礎情報(基準時価総額、算 出対象の指数用株式数等)については、「指数基礎情報」において有償による情報提供 を行っている。

2. 利用許諾

・ TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出、数値の公表、利用など TOPIX ニューインデックスシリーズ等に関する権利は JPX総研又は JPX総研の関連会社が有している。このため、TOPIX ニューインデックスシリーズ等を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す(相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。)又はデータ提供する場合などTOPIX ニューインデックスシリーズ等を商業的に利用する場合には、JPX総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

JPX総研 インデックスビジネス部

E-mail: index@jpx.co.jp

以上